



発行所 朝日町役場
編集兼発行人 朝日町広報委員会
責任者 阿部 高美
定価 一部 七円
印刷所 山形・浦山 三盛堂

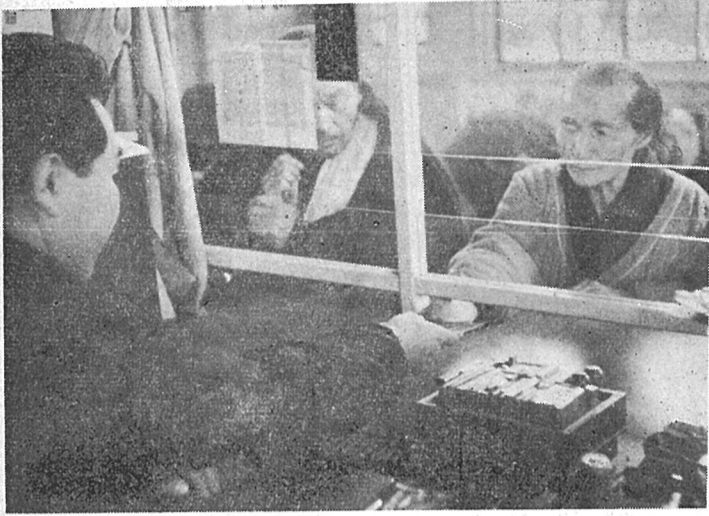
国民年金 特集号

36年4月1日から 20才〜60才の国民は、年金の被保険者となります

この国民年金制度は、昭和三十四年四月法律によつて定められ老令、廃疾または死亡によつて国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯で防止し国民のすべてが健全な生活を維持し、益々向上することを目的としています

現行の公的年金制度の適用をうけている者のほか二十才以上六十才未満の日本国民全部が被保険者として加入し、一定の保険料を納付することになつておりこれを拠出制国民年金といひ、また、現在すでに老令のため或いは高度の身体障害、母子などの状態にある方には昨年十一月から福祉年金として支給されました。拠出制国民年金については本年十月一日から被保険者資格取得の届出が始まりますが、そのあらましを述べれば次のようになつていきます。

国民年金についてのお問い合わせは 役場厚生課へ
電話 九番 一七九番 一三九番



被保険者とは どのようなことか

原則 適用除外

日本国内に住所を有する20才以上60才未満の日本国民

- 一 公的年金制度によつて保障を受ける者
※1 次にかかげる法律等(被用者年金各法といひます。)の適用者(被保険者又は組合員)
イ 厚生年金保険法
ロ 船員保険法
ハ 恩給法
ニ 国家公務員共済組合法
ホ 地方公務員の退職年金に関する条例
ヘ 市町村職員共済組合法
ト 私立学校教職員共済組合法
チ 公共企業体職員共済組合法
リ 農林漁業団体職員共済組合法
ヌ 国会議員互助年金法

- ※2 次にかかげる年金のうち、老令年金、退職年金または障害年金の受給権者
イ 1に列記した法律にもとづいて支給される年金
ロ 厚生年金保険法附則第28条に規定する共済組合(日本製鉄八幡共済組合)が支給する年金
ハ 執達吏規則にもとづく恩給
ニ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法にもとづき、国家公務員共済組合連合会が、旧陸海軍人及び外地在住政府職員に対して支給する年金

- ※3 2に列記した年金のうち老令年金または退職年金の受給資格を満たしている者
4 2に列記した年金のうち遺族年金の受給権者
5 次の被用者年金以外の公的年金の受給権者
イ 戦傷病者戦没者遺族等援護法にもとづく年金
ロ 未帰還者留守家族等援護法にもとづく留守家族手当及び特別手当
6 公的年金で保護される者の配偶者
7 高等学校及びこれと同程度以上の学校の生徒または学生、ただし定時制高校、通信教育及び夜間課程の生徒、学生は除かれます。

二 制度開始の際、高年令の者
保険料納付の始まる昭和36年4月1日に50才をこえる者(明治44年3月31日以前に生まれた者)
(これは、被保険者期間の60才まで、拠出制老令年金の最低所要期間である10年をみたせないから適用を除外されるのです。)

任意加入

- 一 公的年金制度によつて保障を受ける者のうち次にかかげる者適用除外の一の1、2、3に該当する以外の者
(即ち、適用除外の※に該当する者は任意加入できません。)
二 制度開始の際、高年令の者のうち次にかかげる者
昭和36年4月1日に50才をこえ55才をこえない者
(明治39年4月1日から明治44年3月31日までの間に生まれた者)

この制度は、老令のように誰でもがいつかは到達する事態についてはもちろんのこと、身体障害や夫の死亡という事態に対しても、あらかじめ自分の力で、若くて健康である間に、できるだけの備えをすることが、われわれの生活態度として当然のことです。すなわち、若いうち、方々を基本としています。すなわち、若いうち、働けるときに、一定の保険料を定められた期間

若い間に掛金

国民年金制度の基本的な考え方

この制度は、老令のように誰でもがいつかは到達する事態についてはもちろんのこと、身体障害や夫の死亡という事態に対しても、あらかじめ自分の力で、若くて健康である間に、できるだけの備えをすることが、われわれの生活態度として当然のことです。すなわち、若いうち、働けるときに、一定の保険料を定められた期間

福祉年金とは

今年三月に第一回の年金支払い

国民年金制度は、自分で保険料を納めて、一定の事態にあつたときに、年金の支給を受けることを基本としていることは前にも述べたとおりですが、それだけでは、現在既にそのような状態にあつて困つておられる方は救われないうちになつてしまいます。それで制度の経過的な特別扱いとして、既にこの状態にある七十才以上の方、けがなどによつてひどく体が不自由で日常生活を一人でできない方或いは幼い子供をかかえて生活に困つておられる母子世帯の方々に対して保険料を納めることなく支給される年金「福祉年金」の制度がとり入れられていて、その福祉年金の第一回の支払いが三月に行われたのです。また、国民年金の被保険者の資格を有する方

るとなる年金を受給できるものは、一定の雇用関係にある者、例えば会社、工場、役所などに勤めておられる方の厚生年金、公務員の共済組合、恩給などだけであつて、これまでの公的年金制度の適用を受けている者は、全国就業人口の約二九%であり、またこれは二十才から五十九才までの総人口に対して約二三%にすぎず、その他自営業者、農業、漁業などに従事する大部分の方は、この恩恵から取り残されていたのです。

に納め、(これに対しては、国庫から保険料収入総額の二分の一相当額の大きな金額を加えて積み立てておきます。)年をとつてから、或いは不幸にして大けがをして働けなくなつたとき、または生計の中心者である夫に死なれたときなどに、納めた保険料に応じて積立金のなから年金の支給を受けるしくみをとつていきます。(これを拠出制国民年金といひます。)

拠出制国民年金制度の適用対象(被保険者)者は

日本国内に住所のある二十才以上六十才未満の日本国民は、国民年金の被保険者となります。ただし、「厚生年金保険、恩給など現行の公的年金制度の被保険者または組合員、およびそれらの制度による老令(退職)年金、障害年金などの受給権者は除かれます」

そして、これらの配偶者、および、現行の公的年金制度による遺族年金の受給権者とその配偶者、ならびに学生は、希望によつて知事の承認を受けて加入できることになつていきます。(これを任意加入被保険者といひます。)

で、保険料の拠出能力にとほしく、長期にわたつて保険料を免除されているなど、拠出年金の受給要件を充たすことができなかったため、拠出年金を受けることができない方に対して、福祉年金の支給が行われます。(これを補完的福祉年金といひます。)

(適用除外になつた方々の、将来における国民年金法の適用については、公的年金適用期間が通算されるようになると思いますが、別に法律で定められることになっていきます。)

届出は被保険者の義務

35年10月1日から適用

昭和三十五年十月一日から被保険者の適用の届出が始まります

強制加入の被保険者は、先に述べた要件に該当すれば自動的に被保険者の資格を取得することになります。住所地の市町村で、今年の十

納め方のいろいろ

保険料は年金印紙で

低所得者の納入免除もある

被保険者自ら市町村に届け出るのが原則ですが、その世帯主が被保険者に代つて届け出ることでもできます。もしこの届出をしなかつたとき、或いは偽りの届けをしたときには、被保険者はもちろん世帯主も罰則が適用されますから注意しなければなりません。罰則があるなしにかかわらず、自らの権利のため、また、社会を明るくするために、被保険者は進んで市町村に届け出なければならぬのです。届出用紙は、九月中に市町村役場に備えつけられる予定です。

■保険料は国民年金印紙で

保険料納付は昭和三十六年四月一日から開始されますが、保険料の額は一人一カ月二〇才以上三五才未満……一〇〇円三五才以上六〇才未満……一五〇円です。保険料の納付方法は、国民年金印紙(国民年金のために特別に作られる収入印紙)を買つて自分の国民年金手帳に貼り、市町村から消印をしてもらうしくみになっています。当然、保険料の納付義務者は被保険者ですが、更に、世帯主、配偶者は互いに協力して納付する義務が負わされています。

月一日から一斉にその資格取得届を受け付けます。

■届出は被保険者の義務です

被保険者からの資格取得届が市町村を通じて県に提出されますと、県では、国民年金手帳を作り被保険者に交付します。この国民年金手帳は、昭和三十六年四月から始まる保険料納付の状況をはじめ、年金給付に必要な一切のことがわかる、いわば国民年金に関する各人の履歴書のようなものです。更に国では、国民年金原簿を備えて、被保険者の国民年金に関する一切のことを記録しておきます。このように届出は大切なものです。

被保険者は、積極的に保険料を納めるように努めることは当然です。なお、保険料は被保険者の身になって納付しやすい方法をいろいろ考へられています。前納の制度などがその一つです。この場合、利子相当額が割り引かれることになると思いますが、具体的な取り扱いは未だ決定されておらず、決定まで若干の間がかかると思ひます。また、生活保護法の適用を受けているなど、

■拠出制年金給付

老齢年金	一定の保険料納付	(最低10年から40年まで) 65才から 12,000円~42,000円
障害年金	一定の保険料納付	(最低3年)法に定める障害24,000円~42,000円特にひどいときは6,000円加算
母子年金	一定の保険料納付	(最低3年)母子家庭19,200円~25,800円子が2人以上いるときは2人目から1人につき4,800円加算
遺児年金	父(母)が一定の保険料納付	孤児(18才未満) 7,200円~10,500円子が2人以上いるときはさらに増額されます
寡婦年金	亡夫が一定の保険料納付	60才から65才になる迄老齢年金の2分の1相当額

拠出制年金給付

生活が苦しいために保険料を納められない方々に対しては、その期間、特に保険料を免除するものが開けておられます。どの程度の生活状態のものから免除するかその基準は目下厚生省で検討中です。もし、免除の手続きをしないで(保険料を納める力がないながら)納期限(一月二月三月分)四月末日、四月五月六月分)七月末日、七月八月九月分)十月末日、十月十一月十二月分)一月末日)までに保険料を納めないこと督促を受け、最終的に滞納処分も適用されることがあります。厚生年金保険などの保険料の納付義務は、事業主であり、国民健康保険の保険料は、世帯主が納付義務者になっていますが、国民年金の保険料は、被保険者自身ですから、この点を十分被保険者の方々に自覚していただき、皆でこの制度をもりたててゆきたいものです。保険料の納付は、昭和三十六年四月から始まりますが、国民年金印紙の売捌所がどこにおかれるかということなどは、それまでに決定されることになっています。毎年国民が納めた保険料に、国が負担した金額をあわせて積立金とすることは、前にも述べましたが、この積立金が次の年金給付の財源となるわけです。

・年金給付(拠出制)

年金給付は、老令年金、障害年金、母子年金、遺児年金及び寡婦年金の五種類です。三十四年十一月から支給の始まつた福祉年金は、誰でも同じ一定の額ですが、拠出制の年金においては、保険料の納付済期間に応じて年金額がそれぞれ異なります。これらを簡単に表示すると左表のとおりです。

■特別の制度

1、保険料の還付制度 (「かけ捨て」という問題に対して) 保険料を納める力にとほしい方で、保険料の免除を受けた期間が長かつたために、拠出制年金を受けられなくなつた方に対しては、その間に努力して納めた一定の保険料があつた場合に、その保険料を還付することになります。

附加保険料

2、附加保険料による脱退手当金制度

老令年金を受けられる年齢の六十五才まで生きられれば老令年金を、不幸にして中途で大けがをしたり、または働き手である夫に死なれたときに障害年金または母子年金を受け、受けることができることになっていることは、御存知のとおりです。ところで、自分が死亡した場合に、自分の納めた保険料の金額を返してもらおうとするのは、社会連帯の考え方の社会保険ではなかなかむずかしい問題で、「相容れないもの」といわれています。然し一定の保険料の他に附加保険料を納めることによつて、その方が老令年金または障害年金を受けることができないうで死亡したときに、脱退手当金(別名死亡一時金ともいわれていますが、名称は近く定められます。)として支払うことになっています。

3、附加保険料による附加老令年金制度

国民年金制度でまわつてくる年金よりもっと多く年金がほしいという方が、農村にも都市にもいるわけです。国民年金制度の特ちょうの一つとして、誰もが均等の保険料を納めて、定められた均等の年金の給付を受けることが原則ですが、その年金額は、人によつて必ずしも満足するまでの額といわれないので、もっと多い年金が欲しいという方もいると思ひます。それで任意に加入できる附加老令年金制度として、老令年金に限り附加保険料を納めることによつて、老令年金にあわせて附加老令年金(別名高額老令年金ともいわれていますが、名称は近く定められます。)を支払うことが考えられています。これらの特別の制度については、更に検討が加えられ、三十六年四月までに別に法律で定められることになっています。

■おわりに

以上で拠出制年金のあらましを述べたわけですが、このしおりは年金制度の概要をごく簡単にまとめたものでありますから、おわかりにならないことは、いつでも気軽に市町村役場にお問い合せ下さいまして本制度の発展にご協力下さるようお願いいたします。なお、七月には全国的に全世帯を対象として「適用世帯調査」が行われますがその内容は次のようなものです。

1、調査対象

各世帯について、日本国内に住所を有する明治三十九年四月一日から昭和十七年三月三十一日までの間に出生した日本国民です

2、調査項目

- (1) 住所、氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄、職業、勤務先
 - (2) 被用者年金加入の有無、又は、公的年金の受給権者であることの有無
 - (3) 保険料拠出免除該当事項の有無
 - (4) 任意加入該当事項の有無
 - (5) 附帯的調査事項
 - (イ) 任意加入意志の有無
 - (ロ) 前納制度利用意志の有無および予想される前納制度利用期間
 - (ハ) 附加保険料による高額老令年金制度および脱退手当金制度利用意志の有無
- また十月からは被保険者資格取得届が行はれますが自分の幸せのために先ずして届出を行つて制度を健全に発展させてゆきたいものです。

七〇才	老令福祉年金受給権発生 拠出制老令年金受給権満了	補完的障害福祉年金繰上支給 遺児年金受給権発生
六五才	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給
六〇才	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給
三五才	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給
二五才	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給
二〇才	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給
一八才	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給
一五才	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給	遺児年金受給権発生 拠出制老令年金繰上支給